衆議院法務委員会ニュース

【第210回国会】令和4年11月8日(火)、第5回の委員会が開かれました。

- 1 民法等の一部を改正する法律案(内閣提出第12号)
 - 参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

(参考人) 学習院大学法務研究科教授 大村敦志君

東北大学大学院法学研究科教授 久保野恵美子君

弁護士 近藤博徳君

(質疑者) 藤原崇君(自民)、平林晃君(公明)、鎌田さゆり君(立憲)、漆間譲司君(維新)、鈴木義弘 君(国民)、本村伸子君(共産)

・葉梨法務大臣、簗文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

(質疑者)大口善徳君(公明)、米山隆一君(立憲)、山田勝彦君(立憲)、沢田良君(維新)、鈴木義弘 君(国民)、本村伸子君(共産)

(質疑者及び主な質疑事項)

(参考人に対する質疑)

藤原崇君 (自民)

- (1) 平成23年の民法改正で見送られた懲戒権の削除が本法案に盛り込まれた経緯についての大村参考人の見解
- (2) 親権行使が子の人格を尊重し年齢や発達の程度に配慮したものとなるようにするための取組の在り 方についての久保野参考人の見解
- (3) 自らが経験した任意認知による国籍取得事案において法務省が親子関係を否定する根拠となった調査の方法についての近藤参考人の見解
- (4) 虚偽の認知がなされた場合に改正後の民法第 786 条において親子関係を確定させる一方で国籍取得ができないとする現行の取扱いを国籍法第 3 条第 3 項の改正により明文化するに至った法制審議会での議論の経緯についての大村参考人の見解

平林晃君 (公明)

- (1) 嫡出推定制度
 - ア 明治 31 年に嫡出推定制度が制定されるに至った背景及び考え方についての大村参考人の見解
 - イ 婚姻の解消等の日から 300 日以内に生まれた子は婚姻中に懐胎したものと推定する旨の規定を削除した場合に生じる問題点についての大村参考人の見解
 - ウ 日本と同様の嫡出推定制度を有する韓国における制度見直しの議論の有無及び参考となる諸外国 の制度や議論の有無についての大村参考人の見解
- (2) 民法と学校教育法における懲戒権の規定に関する差異についての久保野参考人の見解
- (3) 虚偽認知による不正な国籍取得への懸念についての近藤参考人の見解

鎌田さゆり君(立憲)

国籍法第3条第3項の新設

- ア 法制審議会の民法(親子法制) 部会における同項の新設に至るまでの議論の経緯についての大村 参考人の見解
- イ 同項が適用されると認知について反対の事実がある場合には国籍が無期限に剥奪されるという結果となることについての久保野参考人及び近藤参考人の見解

- ウ 同項の適用により国籍取得届の届出時に遡って国籍を失う可能性の有無及びその場合における不 法滞在とならないための措置の有無についての久保野参考人及び近藤参考人の見解
- エ 国連難民高等弁務官事務所が公表した国籍法第3条の改正部分に関する提言についての大村参考 人及び近藤参考人の見解

漆間譲司君(維新)

- (1) 現在の運用における虚偽認知による国籍の不正取得の防止の状況及び国籍法第3条第3項の新設により完全に防止されることとなる可能性についての近藤参考人の見解
- (2) 政府の進める家族法制改正の議論についての各参考人の見解
- (3) 懲戒権に関する規定及び女性に係る再婚禁止期間に関する規定の削除が本法案に盛り込まれるまで に要した時間の長短についての大村参考人及び久保野参考人の評価

鈴木義弘君 (国民)

- (1) 日本人のアイデンティティーについての各参考人の見解
- (2) DNA鑑定等の技術が進展していることを踏まえた嫡出推定制度の要否に関する各参考人の見解
- (3) 子どもに関する制度の法制化に当たり当事者である子どもの意見を聴取する必要性についての各参 考人の見解

本村伸子君 (共産)

- (1) 法制審議会での議論の最終段階で児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の禁止が追加 された理由並びに法制審議会における無戸籍者や無国籍者等に対するヒアリングの有無及びその反映 の有無についての大村参考人の認識
- (2) 児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の当否に関し保護者が適切に判断できるような 具体例を示す必要性についての大村参考人及び久保野参考人の見解
- (3) 虚偽の認知であることが判明した場合に父の戸籍から認知の記載が職権により削除される理由及び 本法案においてこのような戸籍の削除に手当てがないことについての近藤参考人の見解
- (4) 国籍法第3条第3項により無国籍になった場合に受ける不利益及び無国籍者に対する弁護士の支援 の実情についての近藤参考人の見解

(政府に対する質疑)

大口善德君 (公明)

- (1) 本法案の意義及び無戸籍者問題に対する法務大臣の見解
- (2) 離婚後300日以内に生まれた子を前夫の子と推定する嫡出推定の原則を維持することとした趣旨
- (3) DV事案等において母が嫡出否認の訴えの提起をちゅうちょしないための人事訴訟等の手続におけるIT化の実現及び本年5月に成立した民事訴訟法等改正法による住所等の秘匿制度の周知広報の必要性
- (4) 再婚後の夫の子と推定される子について前夫の否認権を認めた理由及び当該否認権において生物学 上の父子関係があることを要件としなかった理由並びに当該否認権の行使が認められない「子の利益 を害することが明らかなとき」の具体例
- (5) 子の嫡出否認の訴えの出訴期間の特則を設けた趣旨及び出訴期間を 21 歳までとした理由並びに当該 否認権の行使が制限される「子の否認権の行使が父による養育の状況に照らして父の利益を著しく害

するとき」の具体例

- (6) 認知無効の訴えの提訴権者から利害関係人を除外した理由及びこれによる影響並びに出訴期間を7 年とした理由
- (7) 国籍法第3条の改正により事実に反する認知が判明し結果的に無国籍となる場合にとり得る対応
- (8) 本法案では解消できない無戸籍者に対する更なる救済措置についての法務大臣の考え
- (9) 本法案の施行日前に生まれた子について否認権の行使が認められる1年間の経過措置期間の妥当性 並びに当該経過措置の周知方法及び無戸籍者に対する個別通知の予定の有無

米山隆一君(立憲)

- (1) 国籍法第3条第1項に規定する認知された子の国籍取得の届出においてDNA鑑定の結果の提出が 必要とされていないことの確認
- (2) 婚姻関係にない日本人父と米国人母の間に生まれた子が日本人父の認知により二重国籍者となりそ の後米国籍を離脱した事例
 - ア 日本国籍取得後に認知が事実に反することが明らかになった場合は子が無国籍者となることの確認
 - イ アにおいて無国籍者となった子の在留資格の有無
 - ウ イにおいて在留資格を有しないとされた子の入管法上の処遇
 - エ 子の認知が事実に反するとされた場合において孫も日本国籍を失うことの確認及び無国籍となる 可能性
 - オ 認知が事実に反するとされた子に外国籍が残っている場合に子が当該外国に強制退去となる可能 性
 - カ 認知が事実でないことを知った第三者がそれを主張するための手続
 - キ 民事上の手続である認知の無効の訴えが公法上の国籍関係に及ぼす効果
 - ク 虚偽認知の罪の判決確定が国籍関係に及ぼす効果
 - ケ 認知が無効とされた場合において認知を受けていた者の国籍上の措置を行う機関
 - コ 認知が無効とされたことに対して子が異議を申し立てる手段の有無
 - サ 子が日本国籍も就労可能な在留資格も有していないことを理由に雇用者が賃金不支払を主張する ことの適否
- (3) 国籍法第3条第3項の新設に伴う無国籍を防止するため必要な措置を欠いている本法律案の修正又 は再提出の要否についての法務大臣の見解
- (4) 葉梨後接会ゴルフ大会に係る週刊誌報道
 - ア 当該ゴルフ大会の実行委員会の連絡先が葉梨康弘後援会とされていたことの確認
 - イ 当該ゴルフ大会の実行委員会が葉梨康弘後援会に依頼した大会運営業務の内容
 - ウ 法務大臣自身の平成 23 年のブログに「毎年恒例の後援会ゴルフ大会」と記載されていることの確認
 - エ 当該ゴルフ大会の主催者が葉梨康弘後援会ではないと主張することの是非

山田勝彦君(立憲)

国籍法第3条第3項の新設

- ア 同項を削除すべきとの考えに対する法務大臣の見解
- イ 虚偽認知による不正な国籍取得の防止と無国籍者を発生させないこととの優先順位
- ウ 同項が自由権規約や児童の権利条約における児童が国籍を保持する権利の尊重に違反していると の意見に対する法務大臣の見解
- エ 諸外国で設けられている無国籍を防止する規定を設ける必要性についての法務大臣の見解

- オ 無国籍者が被る不利益の内容
- カ 国籍取得が無効となることに伴うこれまで受給した社会保障の返還義務及び選挙で投じた票の効 力についての法務大臣の見解
- キ 同項の適用により無国籍となる者について法務大臣が国籍法第5条第2項に基づき帰化を許可することとする可能性
- ク キの者について簡易帰化を認めることの内容
- ケ 国籍を奪った上で帰化を認めるのではなく最初から国籍を奪わないこととする必要性
- コ 帰化が認められるまでに要する期間
- サ 国籍喪失の可能性のある期間を認知無効を訴えられる期間と同様に7年間に制限する必要性

沢田良君(維新)

- (1) 懲戒
 - ア 民法及び学校教育法で規定する「懲戒」のそれぞれの意義
 - イ 多数の国民に知られていない民法の懲戒規定の削除に対して教員など多くの者が関心を持つ学校 教育法の改正を行わない理由
 - ウ 懲戒権に係る民法の規定の見直しを学校現場に周知する必要性
- (2) 文部科学省が策定した「学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」 ア 「参考事例」を文部科学省がホームページに掲載している趣旨
 - イ 参考事例として取り上げた事例を選定した経緯
 - ウ 各都道府県教育委員会や学校ごとの更なる詳細なマニュアル等の作成の有無
 - エ 参考事例に記載のある「放課後等に教室に残留させる」「授業中、教室内に起立させる」の教育的 意義
 - オ 有識者の意見やデータの収集など懲戒の教育的効果の検証を優先させる必要性
- (3) 教育職員等による児童生徒性暴力等防止法の施行状況及び周知の方法並びに教育職員の性犯罪に係る懲戒処分等の状況
- (4) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の強化に向けた取組についての文部科学副大臣の見解
- (5) 平成30年に策定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に盛り込まれた児童福祉司増員等の目標の達成状況

鈴木義弘君 (国民)

- (1) 科学の進歩や社会情勢の変化が著しい今日における嫡出推定制度の意義
- (2) 裁判においてDNA鑑定が取り入れられていることを踏まえた嫡出推定制度の必要性
- (3) 懐胎が不可能な場合やDNA鑑定の提出があった場合には民法 772 条の推定を受けないようにする 考え方についての法務大臣の見解
- (4) 母子健康手帳の申請情報を関係機関が共有して無戸籍者の発生防止に活用するという方策について の法務大臣の見解
- (5) 本改正案における嫡出否認や認知無効の出訴期間等の根拠

本村伸子君 (共産)

- (1) 懲戒
 - ア 本法案で禁止される児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の具体例を示す必要性
 - イ 健全な発達のために必要なしつけと称して身体的暴力や性的暴力などを正当化することは許され

ないことについての法務大臣の認識

- (2) 国籍法第3条第3項の新設
 - ア 11月1日の本会議で法務大臣が答弁した子の認知が事実に反する場合でも無国籍にならないとき の具体例
 - イ 外国の国籍を取得するために要する労力
 - ウ 昨年8月に法務省が発出した事務連絡である「各国の国籍取得に関する主要国法制表」の適切な 更新の必要性
 - エ 同項の適用により無国籍になった者や外国国籍を取得した者が帰化をする場合の国籍法第8条第4号の簡易帰化の適用の有無
 - オ 11月1日の本会議で法務大臣が答弁した無国籍状態の解消に向けた可能な対応の具体的内容